

法 学 号 外
平成 30 年 5 月 21 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」の一部訂正について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成30年5月14日

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省初等中等教育局教科書課

「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の一部訂正について

平成30年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」（29文科初第1807号）において、表記の誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

2. 教科書採択方法の改善について
(4) 同一の教科書の採択期間について

訂正前：○ その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

また、平成33年度から新しい中学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成30年度に新たに採択されることとなる中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成31年度及び平成32年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

訂正後：○ その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

また、平成33年度から新しい中学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成30年度に新たに採択されることとなる中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成30年度及び平成31年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

以上

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課 企画係
03(5253)4111(代表) 内線：2576

